

公印省略

4 薬 第 3 5 8 4 号

令和 5 年 3 月 3 0 日

公益社団法人福岡県薬剤師会会長 殿

福岡県保健医療介護部長

(薬務課薬事係)

薬局機能情報提供制度に係る全国統一システム移行に伴う
アカウント発行について（周知依頼）

本県の薬務行政につきましては、日頃から御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、薬局機能情報提供制度につきましては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第8条の2に規定に基づき、本県では毎年1月から3月までを定期報告の期間として定め、県内の薬局開設者からの報告を受け付けているところです。

さて、同制度に係る報告については、令和6年1月から国の全国統一システム（G-MIS）で行っていただくこととなります。（従来のふくおか電子申請サービスによる報告受付は令和5年12月に終了）

それに伴う準備として、各薬局において G-MIS システムの新規アカウント発行を申請いただく必要がございますので、下記の留意点を御了知の上、貴会会員に対して周知をお願いします。

記

1 対 象 薬 局 令和5年4月1日現在、開設許可を受けている薬局（注1、注2、注3）

2 申請受付期間 令和5年4月1日（土）から6月16日（金）まで（注4、注5）

3 申 請 方 法 別添「薬局管理者の皆さまへ」を参照の上、厚生労働省 G-MIS ホームページから申請（注6）

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00130.html

4 申請上の注意

- ・登録する「メールアドレス」は、今後必ず確認できるものを使用してください。
- ・「機関名」には薬局開設許可証に記載されている「薬局の名称」を入力してください。
- ・登録に必要となる「機関コード」は薬局開設許可番号を入力してください。

5 発行時期

令和5年11月頃に G-MIS システムから各薬局宛てにアカウント発行通知のメールが届きます。

6 送付物

- (1) 薬局管理者の皆さまへ・・・薬局への周知に御利用ください。
- (2) 新規ユーザ登録申請 操作マニュアル Ver.1.00
・・・4月1日に厚生労働省ホームページに掲載される申請者向けマニュアルです。
- (3) G-MIS への移行までのフロー
- (4) 全国統一システムについて

※薬局への周知の際には、(2)～(4)の添付は必要ありません。

(注1) 令和5年4月2日以降に開設許可を受けた薬局については、今回依頼するアカウント申請の対象外（周知不要）とします。令和5年11月頃に別途御案内をしますので、お待ちいただくようお願いします。

(注2) 福岡県薬剤師会非会員の薬局に対しては、保健所から周知を行います。

(注3) 1薬局につき、1アカウントの申請が必要です。なお、1つのメールアドレスを複数のアカウントに登録することは可能です。

(注4) システム上、申請は6月30日（金）まで行うことが可能ですが、薬局の申請後、県が申請内容を確認・承認を行う作業があり、全ての承認作業を6月30日までに完了する必要がありますので、6月16日（金）までの申請受付として周知の御協力をよろしくお願いします。

(注5) やむを得ず、6月までにアカウント申請ができなかった薬局は、11月以降にアカウント申請をいただく形となります。

(注6) 電子申請による報告ができない薬局は、G-MIS のアカウント申請は不要です。薬局機能情報の報告は、紙媒体により県へ報告する形となります。

=== 問合せ先 ===

福岡県保健医療介護部薬務課薬事係

TEL 092-643-3284

FAX 092-643-3305

メール yakumu@pref.fukuoka.lg.jp